

消費者

電力の小売全面自由化が始まりました！ よく確認して契約を

今年4月1日から電力の小売全面自由化が始まり、消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになりました。

これまでは、消費者が電気をどの会社から買うか選ぶことはできませんでしたが、今後、ガスや携帯電話とセットで契約することで割引されたり、時間帯別の料金メニューの中から自分の生活に合った料金プランを選ぶことができたり、選んだ業者によってさまざまなサービスを受けられるようになります。

したがって、どのような条件で安くなるのか、電力以外にどの商品やサービスがセットになった契約なのか、内容をよく理解することが大切です。一方で、この制度に便乗したトラブルにも注意が必要です。

Aさん宅に電力会社の設備部門を名乗る者から「電気代が3割安くなる。給湯器を設置しないといけないが、安くなった電気代で買えるので実質無料」と電話がありました。家族構成も聞かれたため怪しいと思い、翌日電力会社に設備部門があるか尋ねたところ「ない」と言われました。

不審に思ったAさんは消費者センターへ相談し、電力小売自由化に便

乗した勧誘が増えていくことを知り、注意点について、次のとおり教えてもらいました。

◆まずは、その業者が小売電気事業者として登録されているか資源エネルギー庁ホームページから確認しましょう。

◆自分の居住地域が業者の供給地域に入っているか各業者に確認しましょう。

◆電力会社を変える時は切り替え先の電力会社に連絡してください。その後通信機能を持つスマートメーターへの交換が必要になりますが、原則費用はかかりません。

詳しい手続きについては、各事業者へお問い合わせください。



■ご相談は消費者センター(メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土・日・祝日も相談できます。